

11月4日配布

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護評価の実施結果について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号

(担当部課：総合政策部企画政策課)

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）に基づき、番号法の法定事務及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「新宿区条例」という。）に規定する区独自利用事務、並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（以下「都条例」という。）に規定する都独自利用事務における特定個人情報保護評価を実施した。

新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱に基づき、実施した評価書について、特定個人情報保護委員会へ提出する前に、本審議会へ報告する。（一覧表及び評価書のとおり）

## 1 個人番号利用事務の内訳

		今回実施した基礎項目評価
法定事務	42事務	17件
区独自利用事務	57事務	13件
都独自利用事務	5事務	0件
計	104事務	30件

特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、対象者数が1000人未満の事務については特定個人情報保護評価を実施しない。（しきい値判断）

## 2 今後のスケジュール

本審議会へ報告した後、特定個人情報保護委員会へ提出し、公表する。